

○ 愛知大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 この学則は、愛知大学学則第5条第2項により、愛知大学(以下「本大学」という。)に設置する大学院について、必要な事項を定める。

第2条 本大学に設置する大学院(以下「本大学院」という。)は、課程の目的に応じ、学理及びその応用を教授・研究し、学術の深奥を究めて、人類社会の発展に貢献しうる人材を養成するとともに文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する。

(課程及び修業年限)

第3条 本大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

4 博士課程は、これを前期2年の課程と後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を「修士課程」として取扱う。

5 この学則において、前項の前期2年の課程は「修士課程」、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(在学年限)

第5条 本大学院における最長在学年限は、修士課程においては4年、博士後期課程においては6年とする。

第2章 研究科

(研究科及び専攻)

第6条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科	修士課程	博士後期課程
法学研究科		公法学専攻
		私法学専攻
経済学研究科	経済学専攻	
経営学研究科	経営学専攻	
中国研究科	中国研究専攻	
文学研究科	日本文化専攻	
	地域社会システム専攻	
	欧米文化専攻	
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	

第6条の2 前条の研究科及び専攻における教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法学研究科公法学専攻

博士後期課程においては、法学の学理面での研究を指導し、研究者として自立的に研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる学識とを養成すること、さらにまた、現代社会や国際文化の発展に寄与する研究者の養成を図ることを目的とする。

(2) 法学研究科私法学専攻

博士後期課程においては、法学の学理面での研究を指導し、研究者として自立的に研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる学識とを養成すること、さらにまた、現代社会や国際文化の発展に寄与する研究者の養成を図ることを目的とする。

(3) 経済学研究科

修士課程においては、現代の経済社会について、広い視野からの学識に立ち、経済学に関する高度な知識と技能をもって分析・研究しうる能力をそなえた高度専門知識人の養成、及び経済に関する専門性を要する職業等に必要な能力をもった高度専門職業人の育成を目的とする。博士後期課程においては、経済学分野の研究者として、自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力とその基礎となる学識の育成、並びに高度専門職業人として、より先端的な技能と研究能力の向上、及びその基礎となる豊かな学識の修得を目的とする。

(4) 経営学研究科

修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、経営学における研究能力及び高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと、博士後期課程においては、経営学の分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる学識とを養成することを目的とする。

(5) 中国研究科

本学が中国研究・教育分野において挙げてきた伝統とその研究成果を踏まえ、中国を対象にして社会科学・人文科学の各分野を学際的に研究しかつ総合化し、修士課程においては、高度な専門的な職業人の養成と研究能力の育成を、博士後期課程においては、修士課程での研究能力を踏まえたうえで研究者養成を目的とする。特に、修士課程のデュアルディグリー・プログラムにおいては、国際的かつ高度な専門的な職業人の養成と国際的水準に達する研究能力の育成を、博士後期課程デュアルディグリー・プログラムにおいては、国際的な水準に達した研究者の養成を目的とする。

(6) 文学研究科日本文化専攻

修士課程においては、日本歴史、日本文学、日本語学の研究を中心に、古代から近・現代に至る歴史や文学、日本語・日本文化の諸問題を横断的、総合的、かつ個別的に研究し日本文化の独自性と多面性について、実証的に研究する。また、教育機関で活躍できる人材を育成することを目的とする。博士後期課程においては、修士課程でつちかった実証的な研究をより高め、さらに専門的な知識、思考力、分析力の涵養を目指す。また、研究者や高度な専門分野に従事する能力を養うことを目的とする。

(7) 文学研究科地域社会システム専攻

修士課程においては、地域社会に関する多様な領域の個別研究の成果と、諸課題に関する学際的連携による研究を踏まえて、地域社会の地理・環境、経済・政治活動、組織・集団関係、地域文化、住民の生活・活動などから構成される地域社会システムについて、その構造と変動過程の解明をめざして多面的な研究を行い、高度な専門的職業人を養成することを目的とする。博士後期課程においては、地域政策、地域計画、地域活動などの諸要素をも組み込んだ地域社会の再構築を構想する研究、教育を組織的、実践的に行うことによって新たな地域社会システムのあり方を探究し、研究者養成及び地域計画に関わる高度な専門的職業人を養成することを目的とする。

(8) 文学研究科欧米文化専攻

修士課程においては、アメリカを含む西欧地域の文化について、思想・文学・言語の各分野における研究を行い、欧米文化の歴史とその現状、文化伝播と受容などを総合的に把握し、欧米文化の共通的特質を分析・解明することを目的とする。博士後期課程においては、修士課程の成果を踏まえてなお一層教育研究を深化させ、高度な専門性を必要とする職業を担う能力をつちかうことを目的とする。

(9) 国際コミュニケーション研究科

修士課程においては、国際的にも国内的にもグローバル化が進行し、同時にローカル

な視点も求められる現代の状況に活躍できる人材の育成を目的とする。その方法としては、次の3領域を有機的に連関させることに特色がある。第一は、英語と日本語に関する専門知識と運用能力に重点を置いた言語コミュニケーション研究。第二は、国際関係分野での国際関係論、国際ビジネスと異文化理解に関する研究。第三は、文化人類学・民俗学の視点を取り入れた多文化間比較研究である。

(学生定員)

第7条 前条の研究科及び専攻の学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
法学研究科	公法学専攻			3	9	9
	私法学専攻			5	15	15
経済学研究科	経済学専攻	25	50	5	15	65
経営学研究科	経営学専攻	15	30	5	15	45
中国研究科	中国研究専攻	15	30	15	45	75
文学研究科	日本文化専攻	10	20	2	6	26
	地域社会システム専攻	10	20	2	6	26
	欧米文化専攻	10	20	2	6	26
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	15	30			30
合計		100	200	39	117	317

第3章 運営組織及び教職員

(組織)

第8条 本大学院に大学院長を、各研究科に研究科長を置く。

2 大学院長及び研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 大学院長及び研究科長の選任方法は、別に定める。

第9条 本大学院の各研究科に研究科委員会を、研究科間の連絡調整のために大学院委員会を置く。

(研究科委員会)

第10条 研究科委員会は、当該研究科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

第11条 研究科委員会は、教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。

- (1) 大学院担当教員資格審査に関する事項
- (2) 授業科目の編成及び担当に関する事項
- (3) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- (4) 学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了等に関する事項
- (5) 試験に関する事項
- (6) 学位の授与に関する事項
- (7) 学生の奨学及び賞罰に関する事項
- (8) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項

2 学長は、前項に定める事項を決定するにあたり、研究科委員会の意見を十分に参酌しなければならない。

3 研究科委員会は、第1項に定める事項のほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（大学院委員会）

第12条 大学院委員会は、大学院長、各研究科長及び各研究科において選出された大学院委員をもって組織する。

2 大学院委員の任期は2年とし、選出方法は別に定める。

第13条 大学院委員会は、次の各号に掲げる教育研究に関する事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。

- (1) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (2) 大学院学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項
- (3) 大学院担当教員資格審査基準に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 研究科の増設又は変更に関する事項

2 学長は、前項に定める事項を決定するにあたり、大学院委員会の意見を十分に参酌しなければならない。

3 大学院委員会は、第1項に定める事項のほか、学長及び大学院長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（委員会の運営）

第14条 研究科委員会及び大学院委員会の会議及び議決等については、大学院運営に関する規程の定めるところによる。

第15条 （削除）

（教員）

第16条 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院担当教員資格を有する本学の教授をもってこれに充てる。

2 前項の教授を欠く場合、その他必要があるときは、准教授又は助教をもってこれに充てることができる。

3 大学院担当教員の資格認定基準は、別に定める。

（職員）

第17条 本大学院の事務運営のため一定数の職員を置く。

第4章 客員研究員

（客員研究員）

第18条 本大学院において、特定の事項について研究を志望する国内外の教育・研究者があるときは、各研究科の教育・研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、客員研究員として許可することがある。

2 客員研究員に関する規定は、別に定める。

第5章 教育課程

（授業及び研究指導）

第19条 本大学院の教育・研究は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第20条 各研究科の専攻及び課程に応じ、教育・研究上必要な授業科目を開設する。

2 授業科目の名称、分類、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

（授業科目の単位数）

第21条 各研究科の授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める。

(専修科目)

第22条 各研究科の開設する授業科目中から一授業科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。

第23条 学生は、専修科目を含む所定の授業科目、単位を修得しなければならない。

(指導教授)

第24条 専修科目を担当する教授を当該学生の指導教授とする。

- 2 学生は、指導教授による専修科目の研究指導及び授業科目の選択等研究一般に関する指導を受けなければならない。

(成績評価基準等の明示等)

第24条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第24条の3 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(他の専攻等の授業科目の履修)

第25条 各研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほかに、指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めるときは、他の専攻若しくは研究科又は学部の教育課程の授業科目について履修させることができる。

(他の大学院等における修得単位の取扱い)

第25条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修した場合に準用する。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第25条の3 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位は、前条の規定により、本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えない範囲とする。

(教育職員免許状とその履修方法)

第26条 各研究科において、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の免許状の種類は、次のとおりとする。

課程を置く研究科・専攻		免許状の種類	
研究科	専攻	中学校教諭専修免許状 の教科	高等学校教諭専修免許 状の教科
経済学研究科	経済学専攻	社会	地理歴史・公民
経営学研究科	経営学専攻		商業
中国研究科	中国研究専攻	社会・外国語（中国語）	地理歴史・公民・外国語（中国語）
文学研究科	日本文化専攻	社会・国語	地理歴史・国語
	地域社会システム専攻	社会	地理歴史・公民
	欧米文化専攻	社会・外国語（英語）	地理歴史・外国語（英語）
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	社会・外国語（英語）	地理歴史・外国語（英語）

第6章 試験及び課程の修了

（学科試験）

第27条 本大学院において、所定の授業科目を履修した者に対して学科試験を行う。

2 試験の方法は、各研究科委員会が定める。

（成績の表示）

第28条 試験の成績は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

（修了の要件）

第29条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の認定には、その研究に必要な1外国語の審査に合格することを条件とする。ただし、文学研究科社会人入学試験で入学した者については、この条件を省略するか、他の方法をもって替えることができる。

3 第1項の場合において、国際コミュニケーション研究科にあつては、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときには、特定の課題についての研究成果をもって修士論文の審査に代えることができる。

第30条 博士課程の修了の要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、40単位（中国研究科にあつては44単位）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、第38条第2項第7号の規定により博士後期課程に入学した者、学校教育法施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修

士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、博士課程に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

- 4 前各項の認定には、その研究に必要な1外国語の審査に合格することを条件とする。ただし、法学研究科においては、指導教授の判断により2外国語について試問する場合があり、日本文化専攻を除く文学研究科の論文博士においては、2外国語について試問を行うものとする。

第7章 学位の授与

（学位の授与）

第31条 修士の学位は第29条の修士課程を修了した者に、博士の学位は第30条の博士課程を修了した者に授与する。

（学位の種類）

第32条 本大学院において授与する修士及び博士の学位の種類は、次のとおりとする。

修士（経済学、経営学、中国研究、日本文化、地域社会システム、欧米文化、国際コミュニケーション）

博士（法学、経済学、経営学、中国研究、日本文化、地域社会システム、欧米文化）

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科において必要と認めた場合は、前項に規定された専攻分野の名称に代えて「学術」の名称を付記することができる。
- 3 本大学院において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

第33条 （削除）

第34条 （削除）

（課程によらない者の博士の学位の授与）

第35条 本大学院の博士課程を経ることなく博士の学位を得ようとする者に対しては、博士論文の審査に合格し、かつ本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するものと認められたとき、博士の学位を授与する。

（学位規程）

第36条 学位及びその授与に関しては、本章のほか、愛知大学学位規程の定めるところによる。

第8章 入学、留学、休学、退学及び除籍

（入学の時期）

第37条 入学の時期は、毎学年の初めとする。

（入学資格）

第38条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院の各研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めるもの
 - (10) 本大学院の各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本大学院の各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
（入学試験）

第39条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験の方法、時期等については、当該研究科の定めるところによる。

第40条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（入学の手続）

第41条 入学を許可された者は、誓約書、保証書、その他大学院の必要とする書類を指定の期日までに提出しなければならない。

（保証人）

第42条 保証人は父若しくは母又はその他の成年者で独立して生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、その学生の在学中本人に関する一切の事項について保証しなければならない。

（留学）

第43条 本大学院が協定又は認定する外国の大学院又はそれに準ずる高等教育・研究機関

等（以下「外国の大学院等」という。）に留学を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 許可を得て留学した者が、外国の大学院等で履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとして取扱うことができる。
- 3 留学の手続きその他実施に関する規定は、別に定める。

（休学）

第44条 病気その他やむを得ない事由によって引続き2ヵ月以上修学できない者は、保証人連署のうえ休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は半年間又は1年間とし、休学開始の時期は学年の初め又は後期の初めとする。
- 3 休学中の学費等は、学費等納入規程の定めるところによる。

第45条 休学期間は、修士課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることはできない。

- 2 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 3 休学期間中にその事由が消滅した場合には、許可を得て復学することができる。

（退学）

第46条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとする者は、保証人が連署した退学願を学生証とともに提出しなければならない。

（除籍）

第47条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 授業料その他所定の学費を指定期日までに納入しない者
- (2) 第5条に定める在学年限を超える者
- (3) 第45条に定める休学期間の限度を超え、なお就学できない者
- (4) 本大学院において修学不能と認められ、前条に定める退学の手続を取らない者
- (5) 死亡又は長期間にわたって行方不明の者

（復籍）

第48条 前条第1号により除籍された者が復籍を願出た場合には、研究科委員会の議を経て許可することがある。

（再入学）

第49条 第46条により退学した者及び第47条第1号により除籍された者が、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を願出た場合には、研究科委員会の議を経て許可することがある。ただし、再入学の時期は、学年の初めとする。

- 2 博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者の再入学の取扱いについては、別に定める。

第9章 学年、学期及び休業日

（学年）

第50条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第51条 学年は、前期と後期に分け、次のとおりとする。

前期 4月1日より9月15日まで

後期 9月16日より翌年3月31日まで

- 2 学長は、必要がある場合、前項に定める前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

（休業日）

第52条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日 11月15日
- (4) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで

- (5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月10日まで
- (6) 春季休業日 3月21日から4月10日まで
- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第10章 学費等

(学費等)

第53条 本大学院の入学検定料、入学金及び授業料その他の学費は、学費等納入規程に定めるとおりとする。

- 2 前項の学費及びその他の学費等は、学費等納入規程の定めるところにより所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 学費等は、一たん納入した後は返還しない。

第11章 他の大学院との交流

(他の大学院との交流)

第54条 教育・研究上有益と認めるときは、本大学院が協定又は認定する他の大学院（以下「協定校」という。）との間で学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。

- 2 協定校の認定その他交流に関する重要事項については、研究科委員会の議を経なければならない。
- 3 他の大学院との交流に関する規定は、別に定める。

(特別聴講学生)

第55条 協定校から委託があったときは、協定校の学生について選考のうえ、正規の学生の教育・研究を妨げない範囲で、その学生を特別聴講学生として、本大学院の特定の授業科目について聴講を認めることができる。

- 2 特別聴講学生に関する規定は、別に定める。

第12章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第56条 本大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、各研究科の教育研究に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として履修を許可する。

- 2 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(研究生)

第57条 本大学院において、特別の事項について研究を志願する者があるときは、各研究科の教育・研究に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として許可することがある。

- 2 研究生に関する規定は、別に定める。

(外国人留学生)

第58条 外国人で本大学院に留学生として入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規定は、別に定める。

第13章 奨学

(奨学制度)

第59条 本大学院に奨学制度を設ける。

- 2 奨学制度に関する規定は、別に定める。

第14章 研究施設

(研究施設)

第60条 学生は、研究のために本大学の図書館を利用することができる。

- 2 本大学院に共同研究室その他の研究施設を設ける。
- 3 本大学院の特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生は、本大学及び本大学院の研究施設を利用することができる。

第15章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第 61 条 学生は、本大学の厚生保健施設を利用することができる。

第 16 章 賞罰

(表彰)

第 62 条 学生として、表彰に値する行為があったときは、表彰することがある。

(懲戒)

第 63 条 本大学院の学則又は規則に違反し、その他学生の本分に反すると認められた者は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者
 - (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

第 17 章 学則の変更

(学則の変更)

第 64 条 この学則の変更は、関係研究科委員会、大学院委員会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める学則の変更は、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 研究科・専攻等の変更に係わる事項
 - (2) 学生定員の変更に係わる事項

附 則 (制定)

この学則は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (法学研究科修士課程私法学専攻増設に伴う改定)

この学則は、昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (法学研究科博士課程私法学専攻増設に伴う改定)

この学則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (経済学研究科経営学関係の授業科目の増設に伴う改定)

この学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (別表授業科目の変更による改定)

この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (大学院設置基準の制定に伴う改定)

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 50 年度までの入学者については従前の例による。

附 則 (経営学研究科経営学専攻修士課程増設に伴う改定)

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (経済学研究科経済学専攻博士課程増設及び教育職員免許状の所要資格の明記に伴う改定)

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (経営学研究科経営学専攻博士課程の増設及び法学研究科別表授業科目の変更による改定)

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (経済学研究科別表授業科目の変更に伴う改定)

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (法学研究科私法学専攻の別表授業科目の増設に伴う改定)

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (別表授業科目の変更及び字句の整理に伴う改定)

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（経済学研究科別表授業科目の名称変更及び字句の整理等に伴う改定）

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（客員研究員、他専攻等の授業科目の履修、教育研究交流、留学及び外国人留学生等の規定の追加、学籍関係規定の整備、入学検定料の改定、法学研究科公法学専攻の別表授業科目の増設並びに全面改正）

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 59 年度までの入学生の授業科目の履修及び学籍上の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（入学検定料の改定に伴う改正）

この学則は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（第 12 条第 2 項ただし書の追加、経済学研究科別表授業科目の増設及び学費改定に伴う改正）

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（経済学研究科別表授業科目の増設に伴う改正）

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（経済学研究科別表授業科目の増設及び学費改定に伴う改正）

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（大学院の組織及び名称変更並びに字句の整理に伴う改正）

この学則は、1989 年（平成元年）4 月 1 日から施行する。

附 則（入学検定料の改定に伴う改正）

この学則は、1989 年（平成元年）6 月 1 日から施行する。

附 則（教育職員免許法の一部改正、別表授業科目の一部変更及び学費改定並びに字句の整理に伴う改正）

この学則は、1990 年（平成 2 年）4 月 1 日から施行する。

附 則（入学検定料の改定に伴う改正）

この学則は、1990 年（平成 2 年）6 月 15 日から施行する。

附 則（学費の施設設備資金を教育充実費に名称変更することに伴う改正）

この学則は、1990 年（平成 2 年）12 月 1 日から施行する。

附 則（中国研究科中国研究専攻修士課程及び文学研究科日本文化・地域社会システム・欧米文化専攻修士課程の増設並びに教育職員免許状の教科の認定、授業科目の一部変更、大学院設置基準の改正、経営学研究科別表授業科目の増設に伴う改正）

この学則は、1991 年（平成 3 年）4 月 1 日から施行する。

附 則（大学院設置基準及び学位規則の改正、授業科目の増設及び学費の改定並びに字句の一部整理に伴う改正）

1 この学則は、1992 年（平成 4 年）4 月 1 日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 32 条の学位の授与については、1992 年（平成 4 年）3 月 20 日修了者から適用する。

附 則（文学研究科地域社会システム専攻博士課程の増設、自己点検・評価規定の追加、学期・休業日の一部変更並びに法学研究科、経営学研究科、中国研究科及び文学研究科日本文化専攻の授業科目の変更等に伴う改正）

この学則は、1993 年（平成 5 年）4 月 1 日から施行する。

附 則（中国研究科中国研究専攻博士後期課程及び文学研究科日本文化専攻・欧米文化専攻博士後期課程の設置並びに高等学校教諭専修免許状にかかる教科「地理歴史」・「公民」の課程認定、授業科目の増設と一部変更、入学前の既修得単位の認定規定の整備、聴講生制度を科目等履修生制度に改めること、学費の改定等に伴う改正）

この学則は、1994 年（平成 6 年）4 月 1 日から施行する。

附 則（入学検定料改定に伴う改正）

この学則は、1994 年（平成 6 年）6 月 15 日から施行する。

附 則（法学会・経済学会・経営学会の大学会計への帰属により「学会費」の徴収方

法を変更すること、教職課程の見出しの変更及び入学資格の弾力化に伴う改正)
この学則は、1995年(平成7年)4月1日から施行する。

附 則(経営学研究科別表授業科目の一部削除、増設及び名称変更並びに学費改定に伴う改正)

この学則は、1996年(平成8年)4月1日から施行する。

附 則(経済学研究科、中国研究科及び文学研究科日本文化専攻・欧米文化専攻の授業科目の変更並びに学費の改定に伴う改正)

この学則は、1997年(平成9年)4月1日から施行する。

附 則(学費の改定に伴う改正)

この学則は、1999年(平成11年)4月1日から施行する。

附 則(入学資格の弾力化及び保証人の人数の変更並びに法学研究科、中国研究科及び文学研究科日本文化専攻の授業科目の変更に伴う改正)

この学則は、2000年(平成12年)4月1日から施行する。

附 則(文部大臣が文部科学大臣に変更されたこと、法学研究科公法学専攻に博士課程を設置すること、経済学研究科の授業科目及び履修方法並びに中国研究科及び文学研究科授業科目の変更に伴う改正)

この学則は、2001年(平成13年)4月1日から施行する。ただし、授業科目の履修について、2000年(平成12年)度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則(国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻修士課程の設置、経営学研究科経営学専攻の授業科目の変更並びに同専攻修士課程に夜間コースを開設することによる科目表の追加及び学費の設定、経済学研究科経済学専攻及び文学研究科地域社会システム専攻の授業科目の追加等に伴う改正)

この学則は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。

附 則(経営学研究科夜間コース(社会人リフレッシュ・コース)の修了要件の変更、授業科目の追加、名称の変更及び単位数の変更、文学研究科社会人入学試験で入学した者の修了要件の変更、法学研究科及び経済学研究科の授業科目の追加、並びに中国研究科の授業科目の追加、名称の変更及び単位数の変更に伴う改正)

1 この学則は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、経営学研究科夜間コース(社会人リフレッシュ・コース)の修了要件の変更及び文学研究科社会人入学試験で入学した者の修了要件の変更については、2002年度入学生から適用する。

附 則(法学研究科修士課程の学生募集停止、法学研究科博士後期課程、経済学研究科修士課程、文学研究科地域社会システム専攻修士課程、文学研究科欧米文化専攻修士課程及び国際コミュニケーション研究科修士課程の授業科目の名称の変更及び追加、中国研究科博士後期課程の学生定員増、授業科目の全面改正及び修了要件の変更並びに学校教育法の一部改正等に伴う改正)

1 この学則は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2004年(平成16年)3月31日現在本大学院に在学中の者(以下この項について「在学者」という。)及び2004年(平成16年)4月1日以降において、在学者の属する年次に再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(法学研究科公法学専攻博士後期課程、経済学研究科経済学専攻修士課程及び博士後期課程、経営学研究科経営学専攻修士課程及び夜間コース、中国研究科中国研究専攻修士課程及び博士後期課程、文学研究科欧米文化専攻修士課程及び国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻修士課程の授業科目並びに単位数の変更、追加に伴う改正)

1 この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2004年(平成16年)度以前入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、法学研究科公法学専攻博士後期課程、経営学研究科経営学専攻修士課程及び夜間コース、中国研究科博士後期課程中国研究専攻並びに文学研究科欧米文化専攻の追加授業科目については、2005年（平成17年）3月31日現在本大学院に在籍中の者に本規程を適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、中国研究科中国研究専攻修士課程の中国文学研究Ⅳ、中国民族学研究及び中国経済研究Ⅳについては、2005年（平成17年）3月31日現在本大学院に在籍中の者に本規程を適用する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻修士課程の日本語教授法Ⅰ、日本語教授法Ⅱ、音声学 a、音声学 b、日本語論文技術 a 及び日本語論文技術 b については、本規程を2004年（平成16年）度入学生から適用する。

附 則（学校教育法施行規則の一部改正に伴う改正）

この学則は、2005年（平成17年）9月9日から施行する。

附 則（経営学研究科経営学専攻修士課程、中国研究科中国研究専攻修士課程及び博士後期課程、文学研究科欧米文化専攻修士課程の授業科目の追加、並びに授業科目名称の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2005年（平成17年）度以前入学生については、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、経営学研究科経営学専攻修士課程の追加授業科目については、2006年（平成18年）3月31日現在本大学院に在籍中の者に本規程を適用する。

附 則（学校教育法の一部改正、大学院設置基準の一部改正による各研究科、専攻ごとの理念・目的の追加、経営学研究科修士課程及び文学研究科修士課程欧米文化専攻の授業科目追加変更、博士後期課程修了要件の外国語審査方法変更、デュアルディグリー・プログラムの中国研究科中国研究専攻修士課程への拡大適用並びに中国研究科中国研究専攻修士課程の科目の追加に伴う改正）

- 1 この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2006年（平成18年）度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（学校教育法施行規則の一部改正に伴う改正）

この学則は、2007年（平成19年）12月26日から施行する。

附 則（大学院設置基準の一部改正並びに経済学研究科修士課程・博士後期課程、経営学研究科修士課程・博士後期課程、経営学研究科修士課程夜間コース及び国際コミュニケーション研究科修士課程の授業科目の追加と廃止等に伴う改正）

- 1 この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科修士課程・博士後期課程、経営学研究科修士課程・博士後期課程、経営学研究科修士課程夜間コース及び国際コミュニケーション研究科修士課程の授業科目の追加と廃止については、2007年（平成19年）度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則（経営学研究科経営学専攻修士課程及び修士課程夜間コースの授業科目追加、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻修士課程の授業科目変更並びに学則の変更手続の明確化に伴う改正）

- 1 この学則は2010年（平成22年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2009年（平成21年）度以前入学生については、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、経営学研究科経営学専攻修士課程及び修士課程夜間コースの追加授業科目については、2010年（平成22年）3月31日現在本大学院に在籍中の者に本規程を適用する。

附 則（学費の改定、他の大学院等における修得単位の取扱いの追加及び入学前の既

修得単位の取扱いの変更並びに経営学研究科経営学専攻修士課程夜間コース(社会人リフレッシュ・コース)の授業科目の追加に伴う改正)

- 1 この学則は、2011年(平成23年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2010年(平成22年)度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則(法学研究科私法学専攻博士後期課程の授業科目の追加及び経営学研究科社会人リフレッシュ・コースのコース名変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2012年(平成24年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2011年(平成23年)度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則(研究科委員会の決議事項の追加に伴う改正)

この学則は、2012年(平成24年)10月18日から施行する。

附 則(経済学研究科経済学専攻修士課程の授業科目区分名称及び授業科目の変更並びに経済学研究科経済学専攻博士後期課程、中国研究科中国研究専攻修士課程及び文学研究科欧米文化専攻博士後期課程の授業科目の追加及び名称変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2012年(平成24年)度以前入学生については、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、文学研究科欧米文化特殊研究Ⅷの履修については、2012年(平成24年)度入学生から適用する。

附 則(経済学研究科経済学専攻修士課程及び経営学研究科経営学専攻修士課程の授業科目の変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2013年(平成25年)度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則(学期の始期及び終期に関する規定の追加に伴う改正)

この学則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

附 則(国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻修士課程の授業科目の追加に伴う改正)

- 1 この学則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2013年(平成25年)度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則(文学研究科地域社会システム専攻修士課程の授業科目追加、削除及び名称変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年(平成26年)度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則(経営学研究科経営学専攻修士課程の授業科目区分の追加に伴う改正)

- 1 この学則は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年(平成26年)度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則(経営学研究科経営学専攻修士課程及び中国研究科中国研究専攻修士課程の授業科目の追加に伴う改正)

- 1 この学則は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年(平成26年)度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則(学校教育法の一部改正に伴う改正)

この学則は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

附 則(除籍事由の追加並びに経済学研究科経済学専攻修士課程及び文学研究科欧米文化専攻修士課程の授業科目の追加に伴う改正)

- 1 この学則は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2015年(平成27年)度以前入学生の授業科目は、なお従前の例による。

附 則(学校教育法施行規則の一部改正、経営学研究科経営学専攻修士課程夜間コース(社会人コース)の学生募集停止、経済学研究科経済学専攻修士課程の授業科目の変更並びに中国研究科中国研究専攻博士後期課程及び国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻修士課程の授業科目の追加に伴う改正)

- 1 この学則は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2016年(平成28年)度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則(字句の修正に伴う変更)

この学則は、2017年(平成29年)10月1日から施行する。

附 則(経済学研究科及び中国研究科中国研究専攻博士後期課程の授業科目の追加、経営学研究科経営学専攻博士後期課程の授業科目の変更に伴う変更)

- 1 この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2017年(平成29年)度以前の入学生については、なお従前の例による。

第 20 条別表 1 法学研究科

1 授業科目及び単位数

公法学専攻博士後期課程

授業科目	単位数	備考
憲法研究演習	8	
行政法研究演習	8	
国際法研究演習	8	
刑事法研究演習	8	
刑事訴訟法研究演習	8	
法哲学研究演習	8	
欧米政治論研究演習	8	

私法学専攻博士後期課程

授業科目	単位数	備考
民法研究演習	8	
商法研究演習	8	
民事訴訟法研究演習	8	
国際取引法研究演習	8	
経済法研究演習	8	
法制史研究演習	8	

2 履修方法

- (1) 博士後期課程においては、専修科目の研究演習 8 単位を修得しなければならない。

第 20 条別表 2 経済学研究科

1 授業科目及び単位数

経済学専攻

修士課程

	授業科目	単位数	備考
現代 経済 研究 コース	理論経済学研究Ⅰ	2	
	理論経済学研究Ⅱ	2	
	理論経済学研究Ⅲ	2	
	理論経済学研究Ⅳ	2	
	計量経済学研究Ⅰ	2	
	計量経済学研究Ⅱ	2	
	実証経済分析研究Ⅰ	2	
	実証経済分析研究Ⅱ	2	
	数理統計学研究Ⅰ	2	
	数理統計学研究Ⅱ	2	
	情報処理論研究Ⅰ	2	
	情報処理論研究Ⅱ	2	
	理論経済学研究演習	8	
	計量経済学研究演習	8	
	実証経済分析研究演習	8	
	数理統計学研究演習	8	
情報処理論研究演習	8		
社会 経済 研究 コース	経済原論研究Ⅰ	2	
	経済原論研究Ⅱ	2	
	社会思想史研究	4	
	経済学史研究	4	
	近代経済思想史研究	2	
	制度経済学研究	2	
	地域経済論研究Ⅰ	2	
	地域経済論研究Ⅱ	2	
	日本経済史研究Ⅰ	2	
	日本経済史研究Ⅱ	2	
	比較経済体制論研究	4	
	環境経済学研究	4	
	農業経済論研究	4	
	中小企業論研究	4	
	経済原論研究演習	8	
	社会思想史研究演習	8	
	経済学史研究演習	8	
	近代経済思想史研究演習	8	
	制度経済学研究演習	8	
	地域経済論研究演習	8	
日本経済史研究演習	8		
比較経済体制論研究演習	8		
環境経済学研究演習	8		
農業経済論研究演習	8		

	中小企業論研究演習	8	
経済政策研究コース	財政学研究Ⅰ	2	
	財政学研究Ⅱ	2	
	地方財政論研究	4	
	社会政策研究	4	
	社会保障論研究	4	
	経済政策論研究	4	
	法人税法研究	4	
	租税法研究	2	
	消費税法研究	2	
	所得税法研究	2	
	金融政策論研究Ⅰ	2	
	金融政策論研究Ⅱ	2	
	公共経済学研究Ⅰ	2	
	公共経済学研究Ⅱ	2	
	日本経済論研究Ⅰ	2	
	日本経済論研究Ⅱ	2	
	財政学研究演習	8	
	地方財政論研究演習	8	
	社会政策研究演習	8	
	社会保障論研究演習	8	
	経済政策論研究演習	8	
	金融政策論研究演習	8	
	公共経済学研究演習	8	
日本経済論研究演習	8		
グローバル経済研究コース	国際経済論研究Ⅰ	2	
	国際経済論研究Ⅱ	2	
	国際金融論研究Ⅰ	2	
	国際金融論研究Ⅱ	2	
	国際開発の政治経済学研究	2	
	世界経済論研究Ⅰ	2	
	世界経済論研究Ⅱ	2	
	現代アジア地域経済研究	2	
	ヨーロッパ経済研究	2	
	西洋経済史研究	2	
	国際比較地域経済史研究	2	
	アメリカ経済史研究	2	
	現代アメリカ経済研究	2	
	中国経済史研究	2	
	現代中国経済研究	4	
	韓国経済研究	2	
	アジア比較経済研究	2	
	グローバル経済と東海地方研究	2	
	国際経済論研究演習	8	
	国際金融論研究演習	8	
	国際開発の政治経済学研究演習	8	

	世界経済論研究演習	8	
	現代アジア地域経済研究演習	8	
	ヨーロッパ経済研究演習	8	
	西洋経済史研究演習	8	
	国際比較地域経済史研究演習	8	
	アメリカ経済史研究演習	8	
	現代アメリカ経済研究演習	8	
	中国経済史研究演習	8	
	現代中国経済研究演習	8	
	韓国経済研究演習	8	
	アジア比較経済研究演習	8	
	グローバル経済と東海地方研究演習	8	
共通科目	経済学特別講義	2	
	外国文献研究	2	
	環境論研究Ⅰ	2	
	環境論研究Ⅱ	2	

博士後期課程

授業科目	単位数	備考
理論経済学特殊研究Ⅰ(1)	4	
理論経済学特殊研究Ⅰ(2)	4	
理論経済学特殊研究Ⅱ	4	
実証経済分析特殊研究	4	
アメリカ経済史特殊研究	4	
現代アジア地域経済特殊研究	4	
経済政策論特殊研究	4	
農業政策論特殊研究	4	
計量経済学特殊研究	4	
公共経済学特殊研究	4	
国際経済論特殊研究	4	
世界経済論特殊研究	4	
経済学史特殊研究Ⅰ	4	
経済学史特殊研究Ⅱ	4	
社会主義経済論特殊研究	4	
中国経済論特殊研究	4	
環境経済学特殊研究	4	
日本経済史特殊研究Ⅰ	4	
日本経済史特殊研究Ⅱ	4	
韓国経済特殊研究	4	
中小企業論特殊研究	4	
西洋経済史特殊研究	4	
日本経済論特殊研究	4	
地域経済論特殊研究	4	
国際金融論特殊研究	4	
金融政策論特殊研究	4	
財政学特殊研究	4	
数理統計学特殊研究	4	

情報処理論特殊研究	4	
社会政策論特殊研究	4	
社会思想史特殊研究	4	
研究演習	4	

2 履修方法

修士課程

- (1) 修士課程においては、32 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 修士課程の学生は、設置された 5 つのコースのうちの一つを主専攻とし、いま一つを副専攻として選択するものとする。
- (3) 修士課程の学生は、その主専攻のコースに設置された授業科目から、16 単位以上を修得しなければならない。そのうち、12 単位（講義 4 単位、演習 8 単位）を専修科目とする。講義 4 単位の履修方法については、別に定める。
- (4) 修士課程の学生は、その副専攻のコースに設置された授業科目から、8 単位以上を修得しなければならない。
- (5) 他研究科の講義科目のなかから 8 単位以内を科目選択し、履修することができる。この場合は、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。
- (6) 優れた業績をあげた者については、1 年以上在学し、専修科目 8 単位を含めて 32 単位以上修得すれば足りるものとする。

博士後期課程

- (1) 博士後期課程においては、専修科目の特殊研究 4 単位及び研究演習 4 単位を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に 3 年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学し、専修科目のうち 4 単位を修得すれば足りるものとする。

第 20 条別表 3 経営学研究科

1 授業科目及び単位数

経営学専攻

(1) 修士課程

	授業科目	単位数	備考
経営学 コース	経営学研究方法論特殊講義	2	
	経営学原理特殊講義	4	
	経営史特殊講義	4	
	企業論特殊講義	4	
	アジア企業論特殊講義	4	
	国際経営論特殊講義	4	
	マネジメント理論特殊講義	4	
	ファイナンス理論特殊講義	4	
	労務管理論特殊講義	4	
	生産管理論特殊講義	4	
	マーケティング論特殊講義	4	
	経営立地論特殊講義	4	
	地域社会学特殊講義	4	
	オペレーションズ・リサーチ特殊講義	4	
	マネジメント・サイエンス特殊講義	4	
	情報処理論特殊講義	4	
	確率モデル特殊講義	4	
	統計解析特殊講義	4	
	情報数理特殊講義	4	
	経営情報システム論特殊講義	4	
	未来情報特殊講義	4	
	流通論特殊講義	4	
	国際マーケティング論特殊講義	4	
	金融論特殊講義	4	
	交通論特殊講義	4	
	消費者行動論特殊講義	4	
	広告論（マーケティングコミュニケーション）特殊講義	2	
	サービス産業論特殊講義	2	
	中国経営経済論特殊講義	4	
	経営情報と地理情報科学(GIS)特殊講義	4	
演習	8		
会計学・ 税法 コース	財務会計論特殊講義	4	
	簿記論特殊講義	4	
	会計基準特殊講義	4	
	連結財務諸表特殊講義	2	
	国際会計特殊講義	2	
	管理会計論特殊講義	4	
	原価計算特殊講義	4	
	経営分析特殊講義	2	
	監査論特殊講義	4	

	会計・監査制度特殊講義	2	
	システム監査論特殊講義	4	
	税務会計論特殊講義	4	
	社会関連会計論特殊講義	4	
	法人税法特殊講義	4	
	租税法特殊講義	2	
	消費税法特殊講義	2	
	所得税法特殊講義	2	
	相続税法特殊講義	2	
	会社法特殊講義	4	
	商法総則・商行為特殊講義	2	
	民法特殊講義	4	
	金融商品取引法特殊講義	2	
	演習	8	
共通	経営学特別講義	4	
科目	外国文献研究	4	

(2) 博士後期課程

授業科目	単位数	備考
経営立地論特殊研究	4	
オペレーションズ・リサーチ特殊研究	4	
情報数理特殊研究	4	
未来特殊研究	4	
消費者行動論特殊研究	4	
中国経営経済論特殊研究	4	
経営情報と地理情報科学 (GIS) 特殊研究	4	
財務会計論特殊研究	4	
社会関連会計論特殊研究	4	
研究演習	4	

2 履修方法

修士課程

- (1) 修士課程においては、前項第1号の授業科目の中から、32単位以上を修得しなければならない。
- (2) 前項第1号の選択したコースに設置された授業科目の中から、20単位以上を修得しなければならない。そのうち専修科目12単位（講義4単位、演習8単位）を選定し、修得しなければならない。更に、20単位以外については、講義科目の中から、12単位以上を修得しなければならない。
- (3) 前項の規定にかかわらず8単位については、他研究科の講義科目の中から選択履修をすることができる。この場合は、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。
- (4) 優れた業績をあげた者については、1年以上在学し、専修科目8単位を含め32単位以上を修得すれば足りるものとする。

博士後期課程

- (1) 博士後期課程においては、専修科目の特殊研究4単位及び研究演習4単位を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学し、専修科目のうち4単位を修得すれば足りるものとする。

第 20 条別表 4 中国研究科

1 授業科目及び単位数

中国研究専攻

修士課程

授業科目	単位数	備考
中国学総論 a	2	
中国学総論 b	2	
中国研究方法論 a	2	
中国研究方法論 b	2	
中国語学研究 I a	2	
中国語学研究 I b	2	
中国語学研究 II a	2	
中国語学研究 II b	2	
中国語学研究 III a	2	
中国語学研究 III b	2	
中国語学研究 IV a	2	
中国語学研究 IV b	2	
中国語学研究 V a	2	
中国語学研究 V b	2	
中国文学研究 I a	2	
中国文学研究 I b	2	
中国文学研究 II a	2	
中国文学研究 II b	2	
中国文学研究 III a	2	
中国文学研究 III b	2	
中国文学研究 IV a	2	
中国文学研究 IV b	2	
中国思想研究 I a	2	
中国思想研究 I b	2	
中国思想研究 II a	2	
中国思想研究 II b	2	
中国思想研究 III a	2	
中国思想研究 III b	2	
中国民俗学研究 a	2	
中国民俗学研究 b	2	
中国文化人類学研究 I a	2	
中国文化人類学研究 I b	2	
中国文化人類学研究 II a	2	
中国文化人類学研究 II b	2	
中国政治史研究 a	2	
中国政治史研究 b	2	
中国社会学研究 a	2	
中国社会学研究 b	2	
中国社会史研究 a	2	
中国社会史研究 b	2	
日中関係史研究 I a	2	
日中関係史研究 I b	2	
日中関係史研究 II a	2	

日中関係史研究Ⅱb	2
中国制度史研究 a	2
中国制度史研究 b	2
中国近隣諸国史研究 a	2
中国近隣諸国史研究 b	2
中国経済史研究 a	2
中国経済史研究 b	2
中国経済研究Ⅰa	2
中国経済研究Ⅰb	2
中国経済研究Ⅱa	2
中国経済研究Ⅱb	2
中国経済研究Ⅲa	2
中国経済研究Ⅲb	2
中国経済研究Ⅳa	2
中国経済研究Ⅳb	2
中国経済研究Ⅴa	2
中国経済研究Ⅴb	2
中国経済地域研究 a	2
中国経済地域研究 b	2
中国企業経営研究 a	2
中国企業経営研究 b	2
中国法制研究 a	2
中国法制研究 b	2
中国現代政治研究 a	2
中国現代政治研究 b	2
日中関係研究 a	2
日中関係研究 b	2
平和学研究 a	2
平和学研究 b	2
国際関係研究Ⅰa	2
国際関係研究Ⅰb	2
国際経済研究Ⅰa	2
国際経済研究Ⅰb	2
国際経済研究Ⅱa	2
国際経済研究Ⅱb	2
中国政治思想史研究Ⅰa	2
中国政治思想史研究Ⅰb	2
中国政治思想史研究Ⅱa	2
中国政治思想史研究Ⅱb	2
フィールドワーク方法論 a	2
フィールドワーク方法論 b	2
フィールドワーク a	2
フィールドワーク b	2
中国特殊講義 a	2
中国特殊講義 b	2
演習 a	4
演習 b	4

博士後期課程

授業科目	単位数	備考
現代中国学特殊研究 I	2	
現代中国学特殊研究 II	2	
現代中国論特殊研究	2	
中国文化特殊研究 I	2	
中国文化特殊研究 II	2	
中国文化特殊研究 III	2	
中国文化特殊研究 IV	2	
中国文化特殊研究 V	2	
中国文化特殊研究 VI	2	
中国文化特殊研究 VII	2	
中国文化特殊研究 VIII	2	
中国文化特殊研究 IX	2	
中国近隣諸国史特殊研究	2	
中国政法特殊研究 I	2	
中国政法特殊研究 II	2	
中国政法特殊研究 III	2	
中国政法特殊研究 IV	2	
中国經濟特殊研究 I	2	
中国經濟特殊研究 II	2	
中国經濟特殊研究 III	2	
中国經濟特殊研究 IV	2	
中国經濟特殊研究 V	2	
中国經濟特殊研究 VI	2	
中国經濟特殊研究 VII	2	
中国經濟特殊研究 VIII	2	
中国經濟特殊研究 IX	2	
日中關係特殊研究 I	2	
日中關係特殊研究 II	2	
日中關係特殊研究 III	2	
日中關係特殊研究 IV	2	
日中關係特殊研究 V	2	
日中關係特殊研究 VI	2	
中国環境特殊研究 I	2	
中国環境特殊研究 II	2	
中国環境特殊研究 III	2	
中国環境特殊研究 IV	2	
中国環境特殊研究 V	2	
中国環境特殊研究 VI	2	
中国社会特殊研究 I	2	
中国社会特殊研究 II	2	
中国社会特殊研究 III	2	
中国社会特殊研究 IV	2	
中国社会特殊研究 V	2	
研究特論 I	2	
研究特論 II	2	
中国現地研究	2	

日本の中国研究 I	1	
日本の中国研究 II	1	
研究演習	2	

※一部授業科目については、遠隔講義システムによる。

2 履修方法

修士課程

- (1) 修士課程においては、32 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 授業科目の中から必修科目として、中国学総論 a・b、中国研究方法論 a・b のいずれか 4 単位及び専修科目 12 単位（講義 4 単位、演習 8 単位）を選定し、修得しなければならない。
- (3) 必修科目及び専修科目計 16 単位以外については、授業科目の中から 8 科目 16 単位以上を修得しなければならない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、4 科目 8 単位については、他研究科の講義科目の中から選択履修することができる。この場合は、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。
- (5) 優れた業績をあげた者については、1 年以上在学し、専修科目 8 単位を含め 32 単位以上修得すれば足りるものとする。

博士後期課程

- (1) 指導教授に博士論文作成の研究指導を受けなければならない。
- (2) 博士後期課程においては、12 単位を修得しなければならない。
- (3) 授業科目の中から、専修科目 2 単位及び研究演習 2 単位を修得しなければならない。
- (4) 専修科目 2 単位及び研究演習 2 単位以外については、授業科目の中から指導教授の指導により 8 単位を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に 3 年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学し、専修科目 2 単位及び研究演習 2 単位を修得すれば足りるものとする。

第 20 条別表 5 文学研究科

1 授業科目及び単位数

日本文化専攻

修士課程

授業科目	単位数	備考
日本文化研究方法論	4	
日本古代社会研究	4	
日本中世社会研究	4	
日本近世文化研究	4	
日本近代社会研究	4	
日本民俗学研究	4	
日本文化史研究	4	
日本民俗資料論研究	4	
日本宗教論研究	4	
日本古代文学研究	4	
日本中近世文学研究	4	
日本近代文学研究 I	4	
日本近代文学研究 II	4	
日本現代文学研究	4	
日本語学研究	4	
日本語史研究	4	
日本古代語研究	4	
日本古典資料研究	4	
歴史地域論研究	4	
比較文化研究	4	
西欧文化史研究	4	
演習	8	

博士後期課程

授業科目	単位数	備考
日本文化特殊研究 I	4	
日本文化特殊研究 II	4	
日本文化特殊研究 III	4	
日本文化特殊研究 IV	4	
日本文化特殊研究 V	4	
日本文化特殊研究 VI	4	
日本文化特殊研究 VII	4	
日本文化特殊研究 VIII	4	

地域社会システム専攻

修士課程

授業科目	単位数	備考
地域社会システム研究方法論	4	
人間行動論研究	4	
生活行動論研究	4	
社会行動論研究	4	
地域社会生活論研究	4	
歴史地域論研究	4	
地域生態論研究	4	

地域環境論研究	4	
地域社会資源論研究	4	
地域政策論研究	4	
地域計画論研究	4	
地域経済・財政論研究	4	
地域社会形成論研究	4	
都市社会論研究	4	
地域システム論研究	4	
人文地域システム論研究	4	
地域文化論研究	4	
地域社会変動論研究	4	
地理情報システム論研究	4	
地域社会システム研究特論	2	
演習	8	

博士後期課程

授業科目	単位数	備考
地域社会システム特殊研究Ⅰ	4	
地域社会システム特殊研究Ⅱ	4	
地域社会システム特殊研究Ⅲ	4	
地域社会システム特殊研究Ⅳ	4	
地域社会システム特殊研究Ⅴ	4	
地域社会システム特殊研究Ⅵ	4	
地域社会システム特殊研究Ⅶ	4	
地域社会システム特殊研究Ⅷ	4	

欧米文化専攻

修士課程

授業科目	単位数	備考	
欧米文化研究方法論	4		
思想研究分野	ギリシャ古代哲学研究	4	
	ヨーロッパ近・現代哲学研究	4	
	ヨーロッパ近代哲学研究	4	
	ヨーロッパ民俗学研究	4	
	ヨーロッパ史学研究	4	
	行動心理学研究	4	
	精神分析学研究	4	
言語研究分野	言語文化研究	4	
	英語学研究	4	
	応用英語学研究	4	
	フランス語学研究	4	
	応用フランス語学研究	4	
	ドイツ語学研究	4	
	応用ドイツ語学研究	4	
文学研究分野	イギリス文化研究	4	
	イギリス文学研究 (詩・批評)	4	
	イギリス文学研究 (小説)	4	
	イギリス文学研究 (劇)	4	
	アメリカ文学研究 a	4	

アメリカ文学研究 b	4	
フランス文学研究 (近代)	4	
フランス文学研究 (現代)	4	
ドイツ文学研究 (近代)	4	
ドイツ文学研究 (現代)	4	
欧米文化研究特論	2	
演習	8	

博士後期課程

授業科目	単位数	備考
欧米文化特殊研究 I	4	
欧米文化特殊研究 II	4	
欧米文化特殊研究 III	4	
欧米文化特殊研究 IV	4	
欧米文化特殊研究 V	4	
欧米文化特殊研究 VI	4	
欧米文化特殊研究 VII	4	
欧米文化特殊研究 VIII	4	

2 履修方法

修士課程

- (1) 修士課程においては、32 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 各専攻の授業科目の中から必修科目として、各専攻にかかる研究方法論 4 単位及び専修科目 12 単位（講義 4 単位、演習 8 単位）を選定し、修得しなければならない。
- (3) 研究方法論及び専修科目計 16 単位以外については、講義科目の中から 4 科目 16 単位以上を修得しなければならない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、2 科目 8 単位については、他専攻及び他研究科の講義科目の中から選択履修することができる。この場合は、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。
- (5) 優れた業績をあげた者については、1 年以上在学し、専修科目 8 単位を含め 32 単位以上修得すれば足りるものとする。

博士後期課程

- (1) 指導教授に博士論文作成の研究指導を受けなければならない。
- (2) 授業科目の中から、専修科目 4 単位を修得しなければならない。
- (3) 専修科目 4 単位以外については、授業科目の中から指導教授の指導により 4 単位を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に 3 年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学し、専修科目 4 単位を修得すれば足りるものとする。

第 20 条別表 6 国際コミュニケーション研究科

1 授業科目及び単位数

国際コミュニケーション専攻

修士課程

授業科目	単位数	備考
国際コミュニケーション研究方法論	4	
英語学研究 I a	2	
英語学研究 I b	2	
英語学研究 II a	2	
英語学研究 II b	2	
英語学研究演習 a	2	
英語学研究演習 b	2	
英語コミュニケーション研究 I a	2	
英語コミュニケーション研究 I b	2	
英語コミュニケーション研究 II a	2	
英語コミュニケーション研究 II b	2	
英語コミュニケーション研究 III a	2	
英語コミュニケーション研究 III b	2	
英語コミュニケーション研究 IV a	2	
英語コミュニケーション研究 IV b	2	
英語コミュニケーション研究演習 a	2	
英語コミュニケーション研究演習 b	2	
英語教育学研究 I a	2	
英語教育学研究 I b	2	
英語教育学研究 II a	2	
英語教育学研究 II b	2	
英語教育学研究 III a	2	
英語教育学研究 III b	2	
英語教育学研究演習 a	2	
英語教育学研究演習 b	2	
英語圏文化研究 I a	2	
英語圏文化研究 I b	2	
英語圏文化研究 II a	2	
英語圏文化研究 II b	2	
英語圏文化研究 III	2	
英語圏文化研究演習 a	2	
英語圏文化研究演習 b	2	
言語文化研究	2	
日本語学研究 I a	2	
日本語学研究 I b	2	
日本語学研究 II a	2	
日本語学研究 II b	2	
日本語学研究演習 a	2	
日本語学研究演習 b	2	
日本語コミュニケーション研究 a	2	
日本語コミュニケーション研究 b	2	
日本語教育学研究 a	2	
日本語教育学研究 b	2	

日本語教育学研究演習 a	2
日本語教育学研究演習 b	2
日英対照言語研究 a	2
日英対照言語研究 b	2
日中対照言語研究 a	2
日中対照言語研究 b	2
言語学特殊講義 a (一般言語学)	2
言語学特殊講義 b (一般言語学)	2
日本語教授法 I	2
日本語教授法 II	2
音声学 a	2
音声学 b	2
日本語論文技術 a	1
日本語論文技術 b	1
国際関係研究 I a	2
国際関係研究 I b	2
国際関係研究 II a	2
国際関係研究 II b	2
国際関係研究 III a	2
国際関係研究 III b	2
国際関係研究 IV a	2
国際関係研究 IV b	2
国際関係研究演習 a	2
国際関係研究演習 b	2
多文化間比較研究 I a	2
多文化間比較研究 I b	2
多文化間比較研究 II a	2
多文化間比較研究 II b	2
多文化間比較研究 III a	2
多文化間比較研究 III b	2
多文化間比較研究 IV a	2
多文化間比較研究 IV b	2
多文化間比較研究 V a	2
多文化間比較研究 V b	2
多文化間比較研究 VI a	2
多文化間比較研究 VI b	2
多文化間比較研究 VII a	2
多文化間比較研究 VII b	2
多文化間比較研究演習 a	2
多文化間比較研究演習 b	2
国際コミュニケーション研究特講 I	2
国際コミュニケーション研究特講 II	2
国際コミュニケーション研究特講 III	2
フィールド・ワーク	2

2 履修方法

- (1) 修士課程においては、32 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 授業科目の中から必修科目として、国際コミュニケーション研究方法論 4 単位及び専修科目 12 単位 (講義 4 単位、演習 8 単位) を、並びに選択必修科目として別に定め

- るところにより2科目4単位を選定し、修得しなければならない。
- (3) 必修科目、専修科目及び選択必修科目計20単位以外については、6科目12単位以上を修得しなければならない。
 - (4) 前項の規定にかかわらず、2科目8単位については、他研究科の講義科目の中から選択履修することができる。この場合は、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。
 - (5) 優れた業績をあげた者については、1年以上在学し、専修科目8単位を含め32単位以上修得すれば足りるものとする。